

里親等委託の推進について（中間報告【案】）

東京都児童福祉審議会

令和8年1月〇日

はじめに

第1章 里親等委託の現状

1 里親等委託率・委託児童数の推移

(1) 里親等委託率の推移

(2) 里親等委託児童数の推移

2 登録家庭数・委託児童数の状況

3 現状分析

(1) 養育家庭の状況

ア 委託家庭数、未委託家庭数、新規登録家庭数の推移

イ 登録者の年齢、就労状況

(2) 養子縁組里親の状況

ア 委託家庭数、未委託家庭数、新規登録家庭数の推移

イ 登録者の年齢、就労状況

(3) ファミリーホームの状況（定員数、委託児童数、ホーム数の推移）

(4) 養育家庭に委託中の児童の年齢等

(5) 年齢区分別 里親等委託率

第2章 里親等委託の推進における課題

1 制度運営上の課題

2 里親への支援上の課題

3 児童への支援上の課題

4 児童相談所におけるケースワーク上の課題

第3章 里親等委託の推進に向けた取組について（中間報告）

取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）

論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用

論点3 フレンドホーム制度の積極活用

論点4 施設から里親等への措置変更の促進

論点5 大都市特性に合わせた制度運営

- 論点6 ファミリーホームの設置促進
- 論点7 里親・ファミリーホームへの費用支弁

取組2 里親等に対する支援の充実

- 論点1 里親向け子育て支援サービスの充実
- 論点2 里親・里子・実子への支援の充実
- 論点3 フォースタッキング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターの検討

取組3 特別養子縁組に関する取組の推進

- 論点1 代替養育における特別養子縁組の優先的な検討
- 論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討
- 論点3 乳児院の体制拡充
- 論点4 縁組成立後の継続支援

取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進

- 論点1 児童相談所の体制強化
- 論点2 待機中の里親へのショートステイの委託
- 論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化

第4章 令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点

参考資料

はじめに

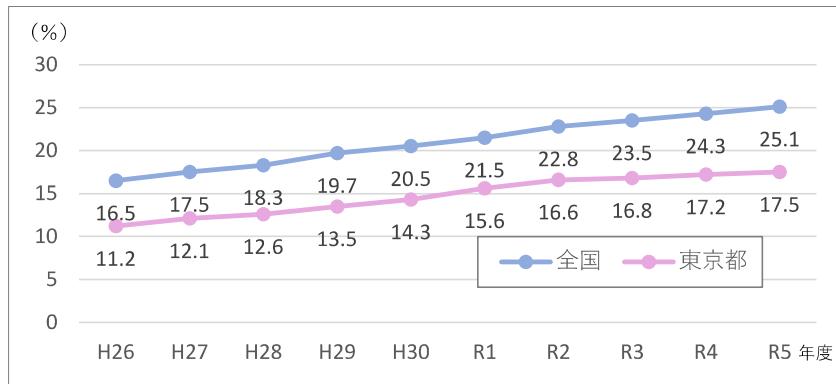
- 都内では、虐待や、実親による養育が困難などの理由により、公的責任において社会的に養護（社会的養護）をすることを必要とする児童数が、約4,000人で推移している。
- こうした子供たちが健やかに育ち自立できるよう、令和2年度から令和11年度までを計画期間として、都の社会的養育全体の方向性を示す「東京都社会的養育推進計画」を策定し、子供の最善の利益を最優先に施策を進めてきた。
- 計画策定後の社会的養育を取り巻く状況変化や児童福祉法の改正を踏まえ、令和7年3月に新たな「東京都社会的養育推進計画」を策定、児童と家庭を支える取り組みをさらに推進していくこととしている。
- 計画では、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の2つを計画全体を貫く共通の考え方として位置付け、子供本人の意向を尊重しながら、代替養育を必要とする子供たちについては、家庭と同様の環境における養育の推進を目標とし、社会的養護を必要とする子供のうち、里親やファミリーホームといった家庭養護の下で暮らす子供の割合を示す「里親等委託率」を、令和11年度までに37.4%とすることを目標としている。
- こうした認識のもと、令和7年7月、東京都児童福祉審議会の下に、里親等委託の推進をテーマとして専門部会を立ち上げ、東京都の里親等委託推進に向けた現状と課題を確認するとともに、計画に掲げた取組の方向性の具体化と、施策のさらなる充実に向け、検討を行ってきた。
- この検討は、令和7年度及び令和8年度の2か年に渡り行うこととしているが、里親等委託の推進に向けた当面の取組の方向性と令和8年度に向けて引き続き検討を要する論点について、中間報告を行うものである。

第1章 里親等委託の現状

1 里親等委託率・委託児童数の推移

(1) 里親等委託率の推移

- 都内における里親等委託率は上昇傾向にあるが、全国平均よりは低く推移している。

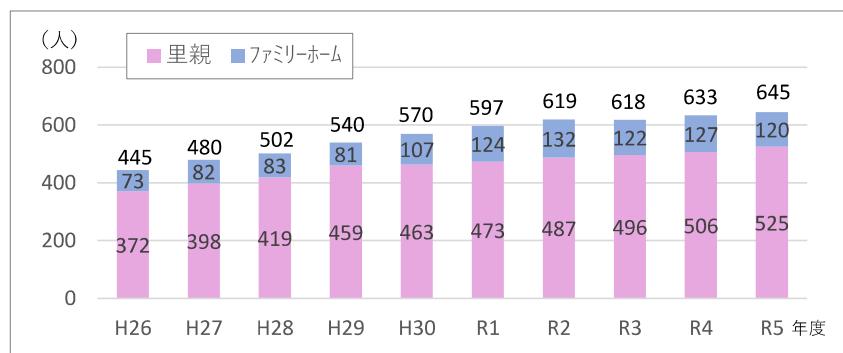


全国：厚生労働省「福祉行政報告例」 東京都：福祉局調べ
※各年度末時点、都区合計

※ 「里親等委託率」とは、代替養育を必要とする児童数に占める里親・ファミリーホーム委託児童数の割合をいう。

(2) 里親等委託児童数の推移

- 都内における委託児童数は、増加傾向にあるが、伸びは緩やかに推移している。



福祉局調べ
※各年度末時点、都区合計

2 登録家庭数・委託児童数の状況（令和5年度末現在）

- 里親制度の種別ごとの登録家庭数、委託家庭数、委託児童数は、以下のとおりである。

種別	登録家庭	委託家庭	委託児童
養育家庭	801	383	445
専門養育家庭	19	5	5
養子縁組里親	448	49	52
親族里親	17	17	23
里親登録数計	1,285	454	525
ファミリーホーム	(ホーム数) 30	—	120

※区児相の登録家庭数、委託家庭数、委託児童数を含む。

※専門養育家庭 19 家庭は、養育家庭としても登録している。

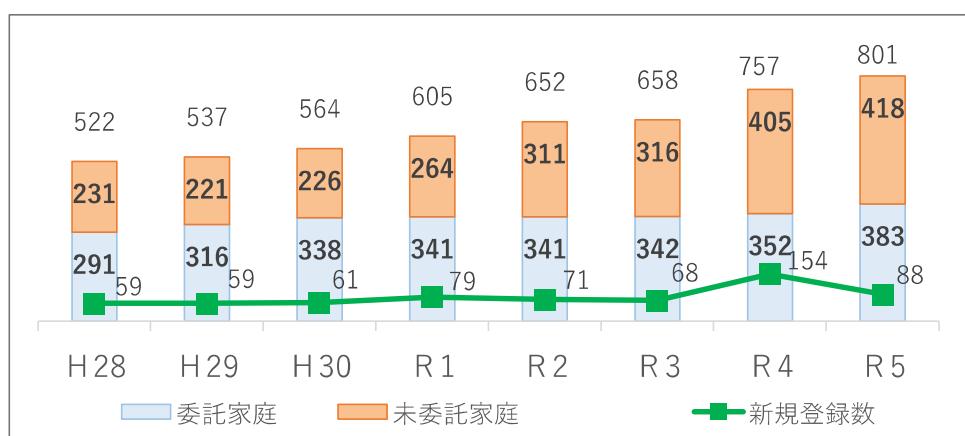
※養子縁組里親 448 家庭のうち 75 家庭は、養育家庭としても登録している（二重登録）。

3 現状分析

（1）養育家庭の状況

ア 委託家庭数、未委託家庭数、新規登録家庭数の推移

- 登録家庭数は着実に増加する一方で、委託家庭数の伸びは緩やかに推移している。
- 未委託家庭数は増加している一方、一部でマッチングが進まない現状があり、養育家庭委託候補児童のうち、マッチングに至っていない児童が、令和7年6月現在で28件存在している。

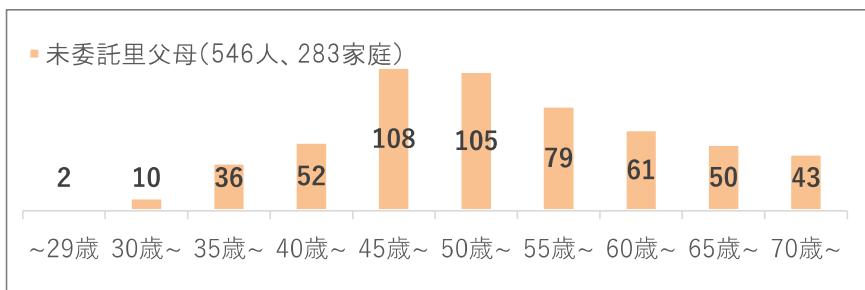


福祉局調べ（※各年度末時点、都区合計）

イ 登録者の年齢、就労状況

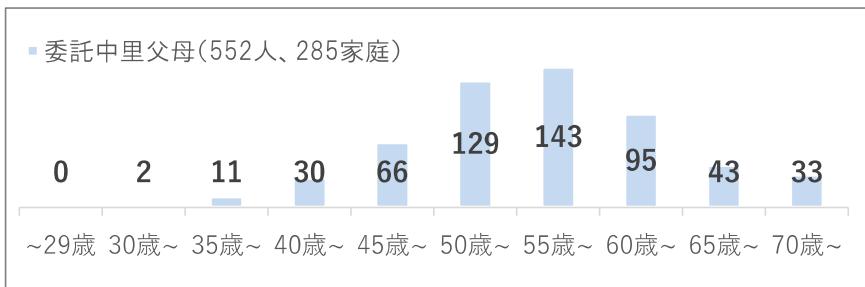
- 未委託家庭、委託中家庭共に、40代後半から50代が多数を占めており、続いて60代前半が高い割合を占めている。
- 未委託家庭、委託中家庭共に、共働き家庭の割合が高くなっている。特に未委託家庭は、7割以上が共働き家庭となっている。

□養育家庭登録者の年齢（未委託家庭）



福祉局調べ（※各年度末時点、特別区児相を除く東京都分のみ）

□養育家庭登録者の年齢（児童を委託中の家庭）



福祉局調べ（※各年度末時点、特別区児相を除く東京都分のみ）

□養育家庭登録者の就労状況

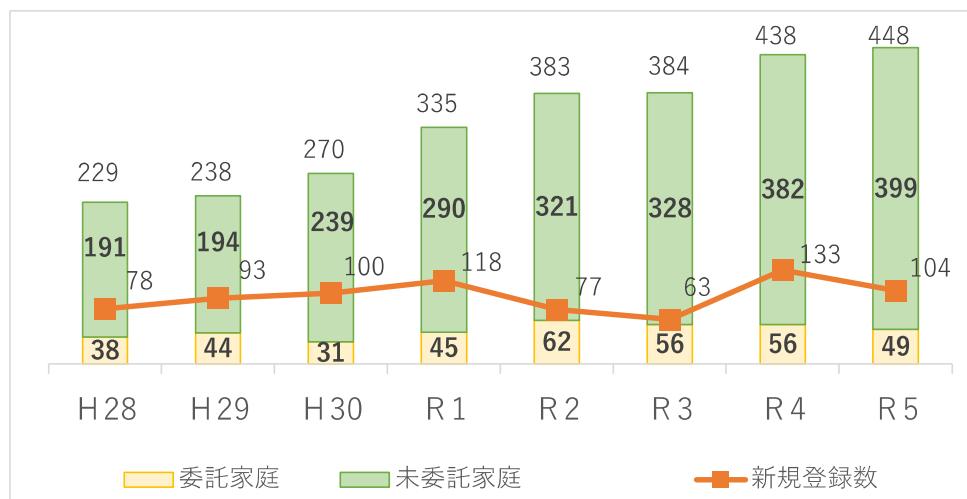
(単身者除く)	未委託 263 家庭	委託中 267 家庭	合計 530 家庭
片働き又は無職	70 家庭	99 家庭	169 家庭
共働き	193 家庭(73%)	168 家庭(63%)	361 家庭(68%)

福祉局調べ（※各年度末時点、特別区児相を除く東京都分のみ）

（2）養子縁組里親の状況

ア 委託家庭数、未委託家庭数、新規登録家庭数の推移

- 毎年100家庭程度の新規登録があり、登録家庭数は増加している。
- 一方で、養子縁組里親委託候補児童数には大きな変動はなく、委託家庭数は50件程度で推移しており、未委託家庭が増加している。

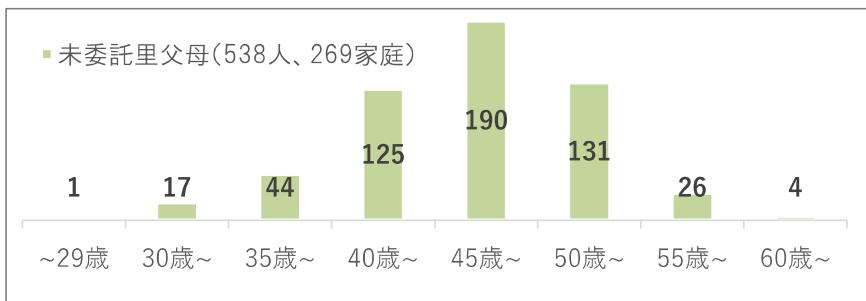


福祉局調べ（※各年度末時点、都区合計）

イ 登録者の年齢、就労状況

- 未委託の養子縁組里親登録者の年齢は、40代から50代が大半を占めている。
- 現役世代を中心であり、共働きの比率が高くなっている。
- 養子縁組里親委託候補児童の成人までの期間を考慮すると、高齢夫婦へのマッチングは限定的となっている。

■養子縁組里親登録者の年齢（未委託家庭）



福祉局調べ（※各年度末時点、特別区児相を除く東京都分のみ）

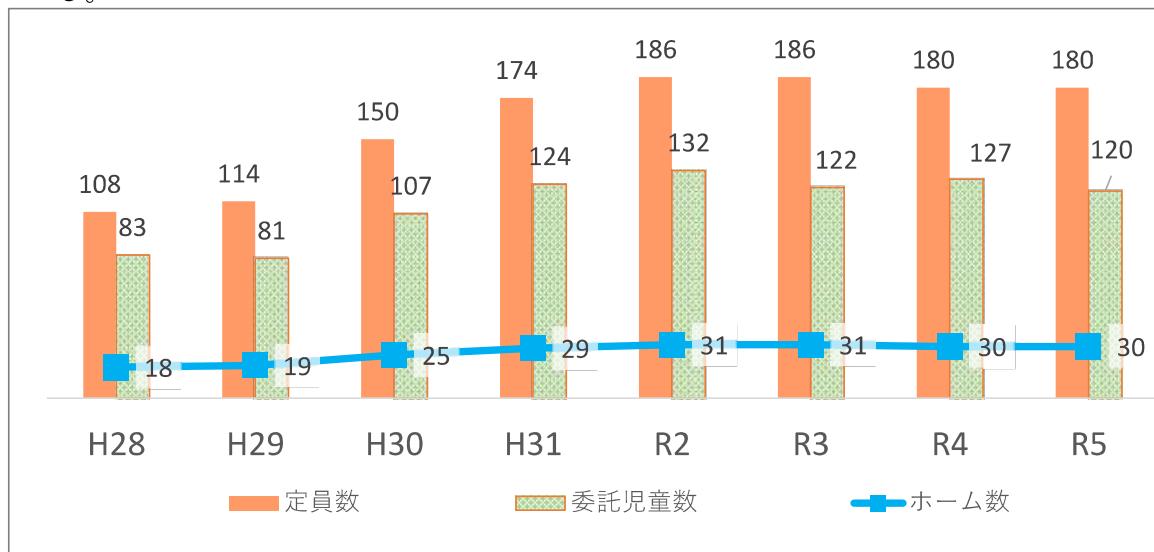
■養子縁組里親登録者の就労状況

未委託 269 家庭	
片働き又は無職	33 家庭
共働き	236 家庭(88%)

福祉局調べ（※各年度末時点、特別区児相を除く東京都分のみ）

(3) ファミリーホームの状況（定員数、委託児童数、ホーム数の推移）

- 定員 6 人に対し、各ホームの平均受託児童数は 4 人前後で推移している。
- 令和 7 年 1 月現在のファミリーホーム数は、27 ホームに減少している。

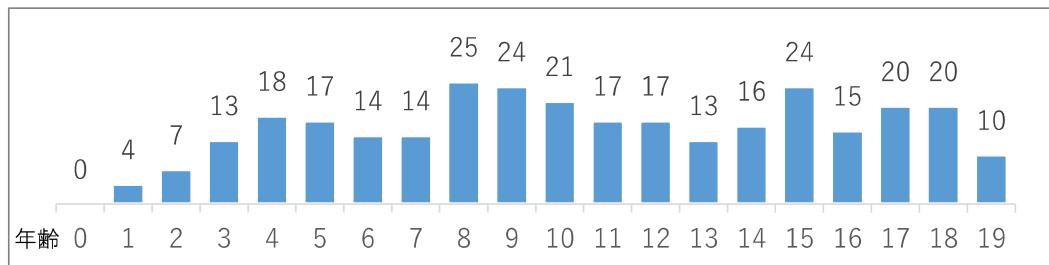


福祉局調べ（※各年度末現在、里親型・法人型合計、特区合計）

(4) 養育家庭に委託中の児童の年齢等（令和 5 年度末）

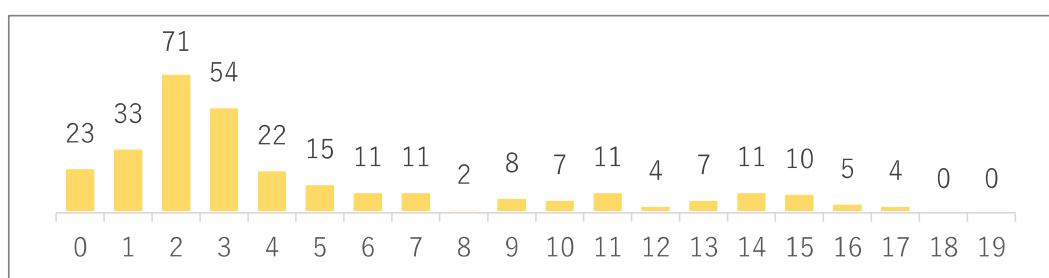
- 養育家庭に委託中の児童について、現在の年齢別人数では、概ね均等に分布しているが、委託時点では、乳幼児期から就学前までが多くなっている。

■養育家庭に委託中の児童の年齢別人数



福祉局調べ（※令和 5 年度末時点、特別区児童を除く東京都分のみ）

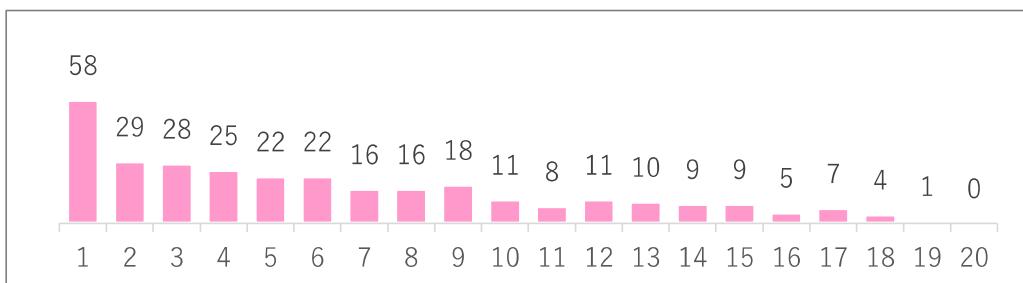
■養育家庭に委託中の児童の、受託時の年齢別人数



福祉局調べ（※令和 5 年度末時点、特別区児童を除く東京都分のみ）

- 養育家庭に委託中の児童について、措置年数別に見ると、1年目が最も多く、2年目以降、年数が増えるごとに少なくなっている。

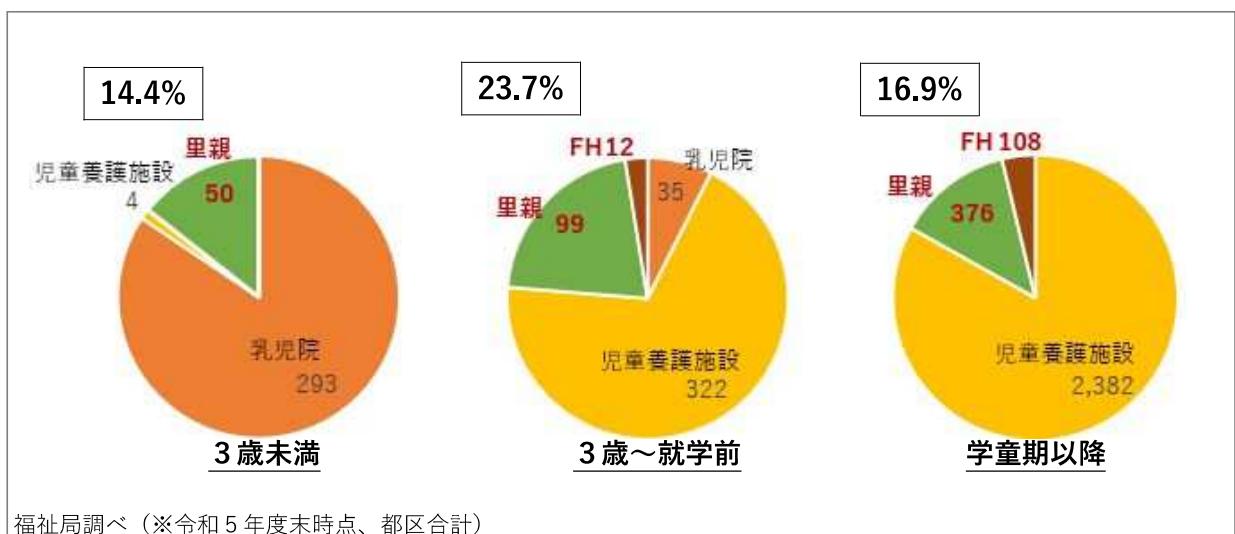
□養育家庭に委託中の児童の措置年数（里親家庭での養育年数）別人数



福祉局調べ（※令和5年度末時点、特別区児相を除く東京都分のみ）

（5）年齢区分別 里親等委託率（令和5年度末）

- 3歳未満の児童の里親等委託率は低く、代替養育を必要とする児童のうち、約8.5%が乳児院に入所措置されている。
- 3歳から就学前の児童の里親等委託率は、他の年齢層に比較して高い水準にある。
- 学童期以降の児童の里親等委託率は、再び低くなっている。



第2章 里親等委託の推進における課題

1 制度運営上の課題

(1) 未委託家庭への対応

- 新規の里親登録は毎年一定数あり、里親登録家庭数は増加傾向にあるが、一方で里親に委託される児童数の伸びは緩やかであり、未委託の家庭は増加している。
- 一方で、養育家庭委託候補児童の中には、なかなかマッチングに至らない児童が一定数おり、未委託里親の活用に向けた取り組みが不十分であることが、マッチングに至らないひとつの要因と考えられる。
- 養子縁組里親については、養子縁組委託候補児童となる児童の数は限られることから、登録家庭数は着実に増加をしている一方で、養子縁組里親として児童を受託している里親は1割程度と限定的であり、多くの未委託家庭が存在している。
- 養子縁組里親の二重登録の促進や、フレンドホーム制度と養育家庭制度の連携による養育家庭の活用など、未委託家庭の活用に向けたより一層の取り組みが必要である。

(2) 養育者となる人材の確保

- 代替養育が必要な児童の年齢や背景は様々であり、里親等への委託の促進には、様々なニーズに応じた多様な里親の開拓が求められ、更なる里親登録数の拡大が必要である。
- 代替養育を必要とする児童の支援にあたっては、親族等による養育の可能性を検討する必要がある。また、親族が扶養義務者として養育をしている場合でも、行政の支援を必要としている家庭もあるが、都では親族里親制度が積極的に活用されていない状況がある。
- ファミリーホームの設置数は減少しており、また、定員6人に対して、各ホームの受託児童数は平均4人程度となっている。ファミリーホームの現状や運営上の課題を整理し、ファミリーホームの活用に向けた検討が求められる。

- 特に法人型のファミリーホームについては、ファミリーホームから地域小規模児童養護施設（グループホーム）へ転換する例が相次いでおり、両制度の整理と、ファミリーホームの設置促進に向けた検討が求められる。

（3）大都市の住宅事情

- 里親家庭の住居は、世帯の人数に応じた一定の面積基準等を設けてい るが、東京という大都市の住宅事情が障壁となることがある。

2 里親への支援上の課題

（1）共働き家庭の増

- 共働き家庭が大半を占める中で、里親としての児童の養育と仕事の両立に対する様々な支援が求められる。休暇制度の充実なども重要であるが、里親制度に対する企業の理解が進んでいない状況がある。
- 育児家事援助者の派遣など、里親への子育てサービス等の支援の充実のほか、里親の養育の悩み等に対して夜間や休日でも対応ができる仕組みなど、相談支援の充実が求められる。

（2）専業養育者としての措置費水準の確保

- ファミリーホームにおいては、専業での養育者が必要となるが、それにふさわしい措置費の水準はどうあるべきか、検討が求められる。
- ファミリーホームではなく里親制度における専業での養育者についてどう考えるか、その場合の措置費の水準はどうあるべきか、検討が求められる。

（3）継続支援のための体制やノウハウの不足

- 現在のチーム養育体制やノウハウに不足があるとすれば、どのような点があるか、検討が求められる。

- 令和6年4月の児童福祉法改正で制度化された里親支援センターについては、東京の実情を踏まえた包括的な里親支援体制や機能の検討が求められる。

3 児童への支援上の課題

(1) ケアニーズの高い児童の増加

- ケアニーズが高く対応が困難な児童が増えており、施設における養育が望ましい児童も多く存在する。
- 一方、里親家庭の抱える養育の不安や悩みなどに対して、里親の養育力向上のための取組とともに、気軽に相談ができる体制の構築などにより、里親での受入れの可能性が広がる可能性もある。
- そのため、相談体制やレスパイトケアなど、里親に寄り添った支援の在り方について、どのように提供していくべきか、検討が求められる。

- 都では専門養育家庭に委託されている児童の数は限定的である。障害のある児童の委託の現状と課題、専門養育家庭の在り方について、検討が求められる。

(2) 子供（里子・実子）の意見の尊重

- 支援は里親にとどまるものではなく、児童本人はもちろんのこと、里親家庭の実子の意見も十分尊重した支援の在り方について、検討が求められる。

(3) 施設入所児童の継続入所・措置変更の検討

- 都では学童期以降の里親等委託率は特に低い状況がある。
- 児童本人の意向や施設養育に期待することを整理の上で、児童の最善の利益の視点に立って、養育家庭への措置変更の不断の検討が求められる。

4 児童相談所におけるケースワーク上の課題

- (1) 実親の同意を得るための組織的ノウハウが未確立
 - 里親委託への実親の同意が得られないケースがある中で、実親の同意を得るための説明にはどのような工夫が必要か、そのためのノウハウが組織的に確立されていない、あるいは共有が十分にされていない状況がある。
- (2) 関係者の心理的ハードルや未委託家庭のスキル不足
 - 里親委託や施設からの措置変更にあたっては、児童本人をはじめ、里親、実親、施設、児童相談所関係者それぞれにとってのハードルがあると考えられる。
 - それらをどう乗り越えていくべきか。また、未委託の御家庭に養育経験を少しずつ積んでいただき、養育力を向上するための取組として、どういったことが考えられるか、検討が求められる。
- (3) 子担当が里親等委託を検討・調整するための環境
 - 里親委託後は里親担当の児童相談所と子担当の児童相談所が連携してチーム養育体制の一角を担うこととなるが、委託に至る前の検討の段階にあたっては里子担当の児童相談所が中心となって里親等委託を検討、調整することとなり、そのために必要な環境をどのように整えればよいか、検討が求められる。

第3章 里親等委託の推進に向けた取組について（中間報告）

取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）

（1）現状・これまでの取組

- 養子縁組里親に対して養育家庭としての委託ができるよう、養子縁組里親と養育家庭の両方に里親として登録をする、二重登録を運用している。
- 従前、二重登録の家庭に対しては、主たる登録である養子縁組里親としての受け入れに支障のないよう、短期の養育家庭候補児童に限りマッチングを行っていたが、令和6年6月より、二重登録している養育家庭に対して、長期の委託も可能とする制度に変更した。
- 現在も、養子縁組里親登録希望者には、登録申請時に二重登録について説明しているが、積極的な登録には至っていない。

（2）課題

- 養子縁組里親は、登録家庭数に対して養子縁組の候補となる児童が少ないことなどから、マッチングに至らない家庭が多く存在している。
- 養子縁組里親は、低年齢児を希望する家庭が多く、二重登録家庭であっても、養育家庭としての高年齢児のマッチングは進んでいない。
- 低年齢児を中心となる特別養子縁組については、成人までの期間を考慮し、高齢夫婦へのマッチングは限定的となっている。

（3）当面の取組の方向性

- 以下について、児童相談所やフォースタлинг機関と共に認識していくことが望まれる。
 - ・ 養子縁組里親希望者に対しては、登録時点から、二重登録を基本として説明すること。
 - ・ 夫婦共に一定の年齢になったら、二重登録や養育家庭への切り替えを視野に、里親の意向を確認すること。
 - ・ 既に二重登録となっている里親には、里親の年齢等を考慮しながら、希望

年齢等の条件の見直しを働きかけるなどし、養育家庭としての受託や、一時保護の受託を促進すること。

- ・ 二重登録に当たっては、特別養子縁組と養育家庭の制度・目的の違いについて、実親との関係など、理解を深められるよう説明を行うとともに、里親の理解度や考え方を十分に確認すること。

論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用

（1）現状・これまでの取組

- 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であり、一定の要件を満たす要保護児童を養育するものを「親族里親」として制度を運用している。
- 都における親族里親への委託は、祖父母等が扶養義務者として要保護児童を養育している中で、生活困窮の相談を入口として制度に繋がるケースの割合が多い。

（2）課題

- 児童相談所が、児童の援助方針を検討するプロセスの中で、親族里親等の制度の活用について十分な検討がされていない。
- 制度利用に係る要件が厳しく、活用がしづらい面がある。

（3）当面の取組の方向性

- 以下について、児童相談所と共に認識していくことが望まれる。
 - ・ 代替養育が必要と判断される場合、親族による養育の可能性を優先的に検討すること。
 - ・ 扶養義務に従い親族が養育を行う場合でも、行政が継続的に関与することでより適切な養育が期待できる場合もあることから、親族里親制度の活用を積極的に検討すること。
- 要保護児童に対する支援において、児童相談所職員や区市町村の窓口などの地域の関係機関が、親族里親や親族による養育家庭に対する認識を持ち、

理解を深め、制度の活用を検討できるよう、制度周知を図っていくべきである。

論点3 フレンドホーム制度の積極活用

(1) 現状・これまでの取組

- 児童養護施設又は乳児院（以下、「施設」という。）に在籍する児童を対象に、週末や夏休みといった学校の休業期間などを活用して、「フレンドホーム」として施設に登録をされた家庭での交流を行い、児童が一般家庭での生活を体験する機会としている。
- フレンドホーム制度は、家庭での生活体験が児童の健全な育成に寄与することとあわせて、社会的養護への理解をフレンドホームに促し、養育家庭制度の普及に寄与することも目的としている。
- フレンドホームへの登録や、対象とする児童との引き合わせや交流は、原則として施設ごとに行っている。

(2) 課題

- ケアニーズの高い児童の増加により、フレンドホームとの交流の対象とする児童の推薦には、慎重な対応が求められている。
- フレンドホーム制度の運用は各施設で対応しており、里親制度とは連動しておらず、互いの制度の強みが生かされていない。
- フレンドホームへは、交流の実績により謝礼金を支払っているが、謝礼金の額は制度開始時より見直しがされておらず、里親等委託の措置費等と比べて低い水準となっている。

(3) 当面の取組の方向性

- 施設でのフレンドホーム制度の運用実態やニーズ、活用状況や効果を把握し、課題の確認を行う必要がある。

- 里親制度説明会等の機会を捉え、フレンドホーム制度の周知を積極的に行っていくべきである。
- フレンドホームへの謝礼金について、里親等委託の措置費等を参考とした水準への見直しの検討が求められる。

論点4 施設から里親等への措置変更の促進

(1) 現状・これまでの取組

- 里親等委託率については特に学童期以降が低く、児童養護施設入所後の措置変更が進んでいない状況がある。

(2) 課題

- 以下について、児童相談所が行う施設措置児童のケースワークの中で、十分な対応や検討が行われていない。
 - ・ 施設措置児童の養育家庭等への措置変更についての十分なアセスメント
 - ・ 毎年の自立支援計画の見直しの中で、里親等委託の検討が可能な児童についての具体的な検討
- 施設から里親への措置変更後も、施設が継続的に児童に関わる仕組みなくしては、児童にとっては支援の分断となり、喪失感に繋がる。
- 児童本人や親権者にとって、養育家庭での生活に対する具体的なイメージは持ちづらく、里親等委託への同意が得にくい。

(3) 当面の取組の方向性

- 児童相談所が里親委託に対する認識を持ち、理解を深められるよう、里親制度の周知を徹底する必要がある。
- 児童や親権者等の里親制度への理解促進を図るために取組を実施する必要がある。
- 在籍児童の里親等委託の推進や、措置変更後の里親等への支援について、

施設の持つ機能との連携の一層の推進が求められる。

論点5 大都市特性に合わせた制度運営

(1) 現状・これまでの取組

- 里親家庭の住居の床面積や部屋数といった養育環境については、法令で定めるほか、東京都において適切と考えられる独自の基準を設定している。

(2) 課題

- 児童の養育には、住居の面積や居室数など一定の基準を満たす必要があるが、高価格な住居費や狭小な住宅の多さなど、大都市特有の住宅事情がネックとなることがある。

(3) 当面の取組の方向性

- 大都市特有の住宅事情を鑑みても、児童の適切な養育環境の確保という観点から、現行の基準面積程度の広さは必要であり、現行の基準を維持すべきである。
- 床面積の最低基準は遵守すべきであるが、居室数については、児童の年齢や性別等に応じた適切な環境の確保という視点を重視しつつ、柔軟な運用をしていくべきである。

論点6 ファミリーホームの設置促進

(1) 現状・これまでの取組

- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、その点、グループホームと異なる部分である。都では主に以下の基準のもと、ファミリーホームの設置及び運営が行われている。

・職員配置 養育者2名（夫婦）+補助者1名以上

ただし養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、養育者1名+補助者2名以上とすることができる。

・養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置き、また養育家庭として登録された者でなければならない。なお、ファミリーホームは設置主体に

より以下に分類される。

- ①里親型（養育家庭移行型）：養育家庭として一定の養育経験が必要
- ②施設職員型：児童養護施設等職員経験者（3年以上）が独立
- ③法人型：施設を設置する法人等がその職員を養育者・補助者として行う
(人事異動が想定されていないことが望ましい)

（2）課題

- ファミリーホームの養育者は、夫婦であることは必須の要件ではないが、現状では、養育者1名（+補助者2名）のファミリーホームの実例は限定的となっている。
- ファミリーホームの養育者は、当該ホームに生活の本拠を置くことが求められ、法人が運営するファミリーホームは、法人にとっては、グループホームに比べて人事配置等の運営が硬直化する。
- 職員にとって、公・私両面で社会的養護と関わることによる負担が大きい。

（3）当面の取組の方向性

- ヒアリングの実施等により、ファミリーホームの運営体制等に係る現状と課題を把握し、今後の検討へ繋げることが求められる。

論点7 里親・ファミリーホームへの費用支弁

（1）現状・これまでの取組

- 児童を受託している里親等へ支弁をする措置費のうち一般生活費については、東京の物価水準等を鑑みて国基準に対して都独自に加算をして支弁している。
- 一時保護需要に応えていくため、一時保護所入所や児童養護施設への一時保護委託以外の取組も重要であり、通学が必要な児童や、アセスメントが終了し行動観察が必要ではない児童など、養育家庭への一時保護委託の方が適している児童も存在している。

- ファミリーホームについては、常勤1名分+非常勤2名分の入件費（定員6名の場合）相当の事務費が、委託児童数に応じて算定（現員払い）されている。

（2）課題

- 都加算を加えた支弁総額は、令和2年度以降同額となっている（令和7年度は別途、物価高騰対策を実施）。
- 施設・グループホームは事務費（入件費等）が定員払いであるのに対して、里親には事務費が支弁されず、ファミリーホームは事務費が現員払いとなっている。

（3）当面の取組の方向性

- 近年の物価高騰に応じた一般生活費の水準の検討が求められる。
- ファミリーホームについては、ヒアリングの実施等により、運営体制等に係る現状と課題を把握し、今後の検討へ繋げることが求められる。【再掲】

取組2 里親等に対する支援の充実

論点1 里親向け子育て支援サービスの充実

（1）現状・これまでの取組

- レスパイイトを必要とする里親等に対し、都では、原則として他の里親等によるレスパイイトのための受け入れを実施している。また、児童相談所が必要と認めた場合に限り、児童養護施設や乳児院への再委託を行っている。
- 特に、子育て支援サービスのニーズが高いと考えられる共働きの里親家庭は、養育家庭においては、登録家庭の約7割と高い割合になっている。

（2）課題

- 里親間でのレスパイイトの受け入れには限界がある。

(3) 当面の取組の方向性

- フォスタリング機関に委託して実施している育児家事援助者派遣事業の拡充の検討が求められる。

論点2 里親・里子・実子への支援の充実

(1) 現状・これまでの取組

- 里親委託後はチーム養育体制に基づき、児童相談所、フォスタリング機関、里親支援専門相談員等の関係機関が連携しながら継続的に支援を実施している。

(2) 課題

- 今後、フォスタリング機関が里親支援センターへ移行した場合に、支援力に変更が生じるおそれがある。
- 施設から養育家庭への措置変更の場合に、子供のパーマネンシー保障をする仕組みがない。
- 支援対象は、里親だけでなく委託児童や実子も含めた支援が重要であるが、具体的な方法等が確立されていない。

(3) 当面の取組の方向性

- フォスタリング機関事業の効果検証を踏まえ、チーム養育体制の機能、役割について再検討が求められる。
- 子供のパーマネンシー保障のため、里親委託後においても、実親や親族との交流を継続的に実施する。
- 様々な葛藤を抱える委託児童や実子も含めた養育家庭の悩みを、里親同士で共有、意見交換できるよう里親サロン等の横のつながりを引き続き支援する。

論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターの検討

(1) 現状・これまでの取組

- 全ての都児童相談所において、里親のリクルート、研修、委託中の支援、措置解除後の支援に至るまでの一貫した里親支援を行うフォースタリング機関事業を導入している。
- 法改正で里親支援センターが「児童福祉施設」として位置づけられており、フォースタリング機関事業の実績を評価し、支援の充実のために必要な機能等について、移行を含めて検討を進める。

(2) 課題

- 児童相談所との一体性をどのように確保していくべきか検討が求められる。
- 里親支援センターの国配置基準や現在のフォースタリング機関事業による職員配置を踏まえつつ、必要な機能を確保するための人員について精査が必要である。
- 措置費収入を踏まえた収支バランスの精査が必要である。

(3) 当面の取組の方向性

- フォースタリング機関事業の効果検証や他自治体の先行事例の分析を行うべきである。

取組3 特別養子縁組に関する取組の推進

論点1 代替養育における特別養子縁組の優先的な検討

(1) 現状・これまでの取組

- 実父母の同意が無い場合にも、実父母による虐待、悪意の遺棄等、子の利益を著しく害する事由がある場合に特別養子縁組は可能であるが、例が少ないため、申立ての検討自体が少ない。
- 障害や病気等ケアニーズが高い児童は縁組成立が困難なことが多いため、特別養子縁組方針の検討自体が乏しい。

(2) 課題

- 「実父母の同意」以外の理由での申立経験に乏しい。
- 縁組の成立のしやすさや同意の有無のみにこだわらず、児童のパーマネンシー保障の観点から方針の検討が十分では無い可能性。

(3) 当面の取組の方向性

- 特別養子縁組の検討を含む家庭養育推進のためのフローチャート等、児童福祉司が活用できる標準化ツールの作成を検討が求められる。
- 管理職を含め、全ての児相職員がパーマネンシーの概念や子どもの権利を理解し、実践に生かせるよう体系的・継続的な研修の実施の検討が求められる。
- 民間あっせん団体と連携したマッチングや研修等でのノウハウの共有を継続していくべきである。

論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討

(1) 現状・これまでの取組

- 令和5年度の都児相の特別養子縁組成立件数36件の内、児相長による適格確認の申立ては2件となっている。

(2) 課題

- 実務上どのようなケースに活用するか整理がついておらず、ノウハウの蓄積が必要である。

(3) 当面の取組の方向性

- 児童相談所長申立てを行った事例を、事例共有システムを用いて都全体で共有するべきである。

- 特別養子縁組の申立てに関し、意見聴取を行う場合に、児童福祉審議会を活用することを検討が求められる。

論点3 乳児院の体制拡充

(1) 現状・これまでの取組

- 近年、乳児院の新規入所児童における一時保護委託の割合が増えている。特に0歳児の入所はひっ迫し、厳しい状況になっている。
- 児童相談所と協力して、特別養子縁組を希望する人と養子候補の児童の交流やマッチング、アフターケアなどを行うため、令和7年度から乳児院に特別養子縁組推進員の配置を開始した。
- 都内の病院では、内密出産及び新生児等の匿名預かりを始めている。

(2) 課題

- 一時保護委託の児童数が増えたことで、入所児童の入れ替わりが激しくなり、児童一人ひとりの特性や健康状態を把握するのが難しくなっている。
- 児童一人当たりの関係機関との調整業務も増えている。
- 夜間に手厚い支援が必要な0歳児の受け入れが増えており、さらに夜間の緊急一時保護に対応する体制も必要になっている。
- 特別養子縁組の候補児童が挙がっても、委託までのアセスメントやマッチング、交流に時間がかかっている。
- 特別養子縁組推進員の役割は重要だが、都内乳児院11施設のうち、現在、4施設の配置に留まっている。

(3) 当面の取組の方向性

- 手厚い支援が必要な0歳児の受入れの増加に対応するための体制について

て検討が求められる。

- 夜間でも授乳や呼吸確認などの業務を行いながら、緊急を要する乳児の一時保護委託を受け入れるための体制について検討が求められる。
- 乳児院の職員の増配置を行うことで、0歳児や夜間の緊急一時保護を確実に受け入れるべきである。
- 特別養子縁組を推進する専門職である特別養子縁組推進員を配置する乳児院への支援を継続するべきである。

論点4 縁組成立後の継続支援

(1) 現状・これまでの取組

- 縁組成立の審判確定後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続
- 生い立ちの整理などライフステージに合わせた支援について、里親登録継続者に対しては、令和4年度より縁組成立後の養親子向け個別支援プログラムを案内

(2) 課題

- 真実告知のタイミングに合わせた生い立ちの整理などライフステージに応じた親子支援が必要だが、支援機関とのつながりが途絶えてしまう場合がある。
- 実親の情報をどの程度、どのように伝えるかは、専門機関や弁護士等の助言も重要
- 子どものアイデンティティーの確立のため、生い立ちの整理の的確な実施や、実親・親族との交流についても検討が必要

(3) 当面の取組の方向性

- 縁組成立後どのような支援を受けられるのか、児童相談所職員等の支援者

が養親子に説明するためのリーフレット等の作成について検討が求められる。

- 児童の生い立ちの整理や養親子向けサロンの開催等、個別の支援ニーズに合わせたプログラムの拡充について検討が求められる。

取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進

論点1 児童相談所の体制強化

(1) 現状・これまでの取組

- 相談受理件数、虐待対応件数とも高止まりしているため、児童福祉司は新規ケースへの対応に注力せざるを得ない状況であり、支援計画の策定や進行管理が課題
- 実親が施設入所には同意するが、里親委託には子供を取られることを危惧して反対するケースがある。

(2) 課題

- 施設入所時からの家庭復帰の可否を見据えた支援計画の策定や進行管理が不十分になりやすい。
- 支援計画は児童・家族の参画を行いながら作成することが望ましいが、専門的な知識・技術が必要
- ケアニーズの高い子どもが増加しており、施設から里親への移行に当たり、丁寧な支援が必要
- 里親委託が適当なケースに対して、実親に里親委託への正確な理解を促すことが必要

(3) 当面の取組の方向性

- 施設入所直後からの支援計画策定・進行管理を優先的に強化するため、児童福祉司へコンサルテーション・協働する家庭養育推進専門チームの設置について検討が求められる。

- 児童・家族が参画した支援計画作成を進めるため、高度なケースワークを行う力を付けるための支援について検討が求められる。
- 家庭養育推進のためのフローチャートや実親への説明の仕方等、児童福祉司のサポートとなるツールの作成について検討が求められる。
- 施設のアセスメント及び心理ケア・里親への移行支援強化のため、児童相談センターが施設コンサルを実施できる体制の強化について検討が求められる。

論点2 待機中の里親へのショートステイの委託

(1) 現状・これまでの取組

- 協力家庭を確保するため、都独自に報酬を上乗せするための財政支援等を実施
- 区市町村の里親へのショートステイの委託を進めるため、ショートステイの協力意向を持つ里親の情報を情報提供するとともに、事務手続きのフロー図を作成

(2) 課題

- 協力家庭を活用する自治体数及び協力家庭数共に伸び悩んでいる状況がある。
- 令和6年度は里親226家庭が協力意向を示しているが、活用は42家庭に留まっている。

(3) 当面の取組の方向性

- 区市町村の協力家庭を活用したショートステイの取組を促進するための取組の検討が求められる。
- 具体的には、区市町村の取組が進まない要因である「協力家庭の確保」及

び「区市町村の事務負担」を軽減する取組についての検討が求められる。

- また、里親へのショートステイの委託を積極的に行っている区市町村の取組を全ての自治体に共有する等、区市町村が適切に里親にショートステイへの委託を行うための取組について検討が求められる。

論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化

(1) 現状・これまでの取組

- 里親に関する情報や個別ケースの記録は、「東京都児童相談所情報管理システム」で一元管理をしている。
- 児童相談所（フォースタリング機関）と里親の間で、情報を共有できるツールではなく、電話が主な連絡手段となっている。

(2) 課題

- 特別養子縁組のマッチングに当たって、児童相談所（フォースタリング機関）が養子縁組里親に候補児童を紹介し、養親となる希望の意思を確認するプロセスは、全て電話連絡で対応しているが、共働きで不在にしておりなかなか連絡がつかないなど、非効率な面が存在。
- 一方で、個人情報漏洩等の事故防止のため、メール等の自由度の高いツールの使用は不可としており、慎重な検討が求められる。
- 児童相談所及びフォースタリング機関の業務は、里親等委託の推進に伴い増大しており、業務効率化の観点からのDX化等の検討は、必要である。

(3) 当面の取組の方向性

- 個人情報の取扱いに配慮しつつ、養子縁組里親とのマッチングに係るプロセスの一部について、情報共有のDXを進め、業務の効率化について検討
- 現状のマッチングにおける課題の整理

第4章 令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点

1 フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営

- フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的な運用方法を検討し、未委託家庭の活用やマッチング率の向上を目指していくことが求められる。
また、フレンドホームとしての交流から里親委託への移行を見据えたルールやプロセスの検討が求められる。

2 包括的な里親支援体制・機能の拡充

- 繼続的かつ包括的・一貫した里親支援体制の構築を目指し、フォースターリング機関の里親支援センターへの移行の検討、児童相談所の役割についての検討が求められる。
- 支援は里親にとどまるものではなく、実子や里子も含めた里親家庭への支援が求められる。また、休日の実親等との交流や、夜間休日の相談支援などに対応が可能な体制についても、検討が求められる。
- 施設から里親への措置変更後も、施設等による心理ケア等の専門的支援の継続など、施設機能を活かした支援の継続の在り方や、養育者が変わる場合のパーマネンシー保障の在り方について、検討が求められる。

3 里親・ファミリーホームと社会福祉法人等との連携

- ケアニーズの高い児童を受け入れる里親・ファミリーホームの確保のため、施設を運営する社会福祉法人等との、施設機能を活かした連携の在り方の検討が求められる。

4 家庭養育専門チーム（仮称）の設置

- パーマネンシー保障を強化するために、実親との関係も踏まえつつ、地区担当児童福祉司、施設や里親と協働する家庭養育推進専門チーム（仮称）の設置について検討が求められる。

5 その他

- 里親制度の一般の知名度向上のため、一般都民や民間企業に対するアプローチ

ローチなど、目的とターゲットを明確にした普及啓発の展開が求められる。

- 養育家庭委託候補児童となりながらマッチングに至らない児童が一定数存在する現状、また不調の未然の防止の観点からも、マッチング方法の在り方について、検討が求められる。
- 親族里親や親族による養育家庭については、児童の最善の利益の観点を踏まえた上で、知人や地域の関係者等への委託など、範囲を広げた検討も含め、委託の在り方の検討が求められる。
- ケアニーズの高い児童の里親委託については、専門養育家庭への委託の在り方の検討が求められる。
- 各論点については、都区の連携を考慮した、効率的、効果的な里親委託推進の在り方を視野に入れた検討が求められる。

参考資料